

○久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成22年3月23日

告示第140号

（趣旨）

第1条 この告示は、緊急時における心肺停止者への早期の救命手当を行い、もって市民の健康と安全の確保に資するため、各種行事を実施する者に対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象事業）

第2条 AEDの貸出しの対象となる事業（以下「貸出対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすスポーツ大会、イベントその他の行事とする。

- （1） 医療従事者（医師、看護師又は救急救命士の資格を有する者をいう。）又は普通救命講習、上級救命講習その他の講習の修了者を配置する行事であること。
- （2） AEDを営利目的で使用する行事ではないこと。

（貸出対象者）

第3条 AEDの貸出しを受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、貸出対象事業を実施し、かつ、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する団体とする。

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を延長することができる。

- 2 AEDの貸出期間が終了する日が久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その直後の市の休日でない日をもって貸出期間が終了する日とする。

(貸出手続)

第5条 貸出対象者は、AEDの貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとするときは、貸出しを受けようとする日の属する月の1月前の初日（市の休日に当たるときは、直後の市の休日でない日）から貸出しを受けようとする日の5日前（市の休日に当たるときは、直前の市の休日でない日）までに、AED借用申請書（様式第1号）に第2条第1号に規定する要件を満たすことが確認できる書類の写し（以下この項において「確認書類」という。）を添付し、又は当該申請時に確認書類を提示し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査し、貸出しを決定したときはAED貸出決定通知書（様式第2号）により、貸出ししないことを決定したときはAED貸出不承認通知書（様式第3号）により貸出対象者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸出しの決定の通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、AEDの引渡しの指定日に当該通知書を引渡しの指定場所に持参するものとする。

(費用負担)

第6条 貸出しに係る料金は、無料とする。

2 貸出しの期間中に救命処置に使用したAEDの電極パッドに係る費用は、市の負担とする。

(返却手続)

第7条 借受者は、借り受けたAEDを返却しようとするときは、当該AEDにAED返却確認書（様式第4号）を添えて、返却するものとする。

2 借受者は、前項に規定する返却を行う場合であって、貸出対象事業において当該AEDを使用したときはAED使用報告書（様式第5号）を、破損、紛失、故障等があったときはAED破損等報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(維持管理)

第8条 借受者は、使用説明書による取扱いを遵守の上、借用したAEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、借用したAEDを借用した目的以外に使用し、又は他に転貸し、譲渡し、若しくは処分してはならない。

3 借受者は、借用したAEDが故障若しくは破損し、又は当該AEDを紛失したときは、自己の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(返還)

第9条 市長はAEDに係る貸出しの決定後やむを得ない事由により当該AEDを貸し出すことができなくなったときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、借用者が次の各号のいずれかに該当するときは、AEDの貸出しの期間内であっても当該AEDを返還させることができる。

(1) 虚偽の借用の申請をしたとき。

(2) 借用したAEDを借用した目的以外に使用したとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(損害賠償責任)

第10条 市長は、貸し出したAEDの使用により生じた事故に対し、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成24年2月15日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第204号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年１月２６日告示第２９号）

（施行期日）

１ この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正後の久喜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行うＡＥＤの貸出しから適用し、同日前に行うＡＥＤの貸出しについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

A E D借用申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 団体住所
団体名
代表者氏名
緊急連絡先

A E Dを借用したいので、久喜市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

借用期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）	日間
医療従事者又はA E Dの使用に係る講習の修了者(注)	☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ 救急救命士 ☐ 普通救命講習、上級救命講習その他の講習の修了者	
借用目的		
利用場所		
参加者数	人	
引渡希望日	年 月 日（ ） 時頃	
引渡希望場所		
返却予定日時	年 月 日（ ） 時頃	
※ 返却日時	年 月 日（ ） 時 分	

(注) 各区分に該当する者の資格を有することを証する書面又はA E Dの使用に係る講習を修了したことを証する書類の提示又は添付をすること。
※印の欄は、記入しないでください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

A E D 貸出決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のありました A E D の借用について、貸出しを決定したので、久喜市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱第 5 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

借 用 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	日間
引 渡 指 定 日	年 月 日	
引 渡 指 定 場 所		
返 却 予 定 日 時	年 月 日（ ）時 分	
返 却 指 定 場 所		
借 用 条 件		

※引渡指定日に本通知を持参してください。
本通知の提示により A E D を引き渡します。

様式第3号（第5条関係）

AED貸出不承認通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付で申請のありましたAEDの借用については、下記の理由により不承認としましたので久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

A E D 返却確認書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
借受者 氏名
電話

年 月 日付で貸出しの決定を受けた A E D について、久喜市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり確認し、返却します。

記

【貸出期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

【イベント等概要その他変更の有無】 無 ・ 有
(有の場合、その他変更の内容)

【返却時確認チェックリスト】

- | | | | |
|--------------------------------------|------|---|------|
| ○キズの有無 | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○作動状態（インジケータ確認） | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○附属品の状況 | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・電極パッド | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・レスキューセット | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・キャリングケース | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○A E D 使用の有無 | 有 | ・ | 無 |
| (有の場合「A E D 使用報告書（様式第 5 号）」を添付すること) | | | |
| ○A E D 破損等の有無 | 有 | ・ | 無 |
| (有の場合「A E D 破損等報告書（様式第 6 号）」を添付すること) | | | |
| ○その他特記事項 | | | |

様式第 5 号（第 7 条関係）

AED使用報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
借受者 氏名
電話

年 月 日付けで貸出しの決定を受けたAEDについて、貸出期間中に当該AEDを使用しましたので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第 7 条第 2 項の規定により、返却にあたり下記のとおり報告します。

記

使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分
使 用 場 所	
患 者	歳（ 男性 ・ 女性 ）
使 用 状 況	

※使用状況は、経緯、使用した附属品等を含め詳細に記入してください。
※AEDを使用した場合に「AED返却確認書（様式第 4 号）」と一緒に提出してください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

AED 破損等報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
借受者 氏名
電話

年 月 日付で貸出しの決定を受けた AED について、貸出期間中に（破損・紛失・故障）しましたので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第 7 条第 2 項の規定により、返却にあたり下記のとおり報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分
破 損 等 の 状 況	破 損 ・ 紛 失 ・ 故 障 ・ そ の 他 （ ）
破 損 等 物 品	本 体 ・ 電 極 パ ッ ド ・ レ ス キ ュ ー セ ャ ッ ト ・ キ ャ リ ン グ ケ ー ス そ の 他 （ ）
状 況	

※状況は、経緯を詳細に記入してください。
※AED の破損等があった場合に「AED 返却確認書（様式第 4 号）」と一緒に提出してください。